

The Hungarian Economic Mechanism in 1976-1980 : Modifications of the System of Economic Regulation

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10355

1970年代後半のハンガリー経済機構

——「経済的規制諸用具」の改訂について——

堀 林 巧

I はじめに

コメコン圏内にあって独特の性格を帯びる経済改革がハンガリーにおいて実施に移されてから既に10年をこえる。

周知のように、この経済改革(1968年)¹⁾以後のハンガリーの経済機構(新経済機構)は、「誘導市場モデル」ないしは「計画と市場の総合」に基礎をおく経済機構と特徴づけられる。そしてその核心は、従来の「義務的計画指標」に代え「経済的規制諸用具」(価格、税制、信用、賃金規制、為替レート等々)によって国民経済(企業活動)を計画的に規制していこうとする点にある。換言するならば直接的規制にウェイトをおくシステムから間接的規制にウェイトをおくシステムへの経済規制システム²⁾の転換が68年改革の眼目である。また、この規制システムのもとでは、「マクロ構造の中央計画化、ミクロ構造の市場機構による制御」という基本構想³⁾にもとづき経常生産の大幅分権化ならびに価格制度の柔軟化がはかられているのも特徴的である。

1) 1968年経済改革の概要については、Friss, I., ed., *Reform of the economic mechanism in Hungary*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1969.

2) ハンガリーの文献では、通常、全体としての経済制御システムを、①計画化システム、②規制システム、③組織システムに分類する試みがなされている。ここで、規制システムとは、計画実現様式を示す概念である。Csikós-Nagy, B., *Socialist price theory and price policy*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1975, p. 71. なお、経済機構(メカニズム)という用語も、ほぼ同じ意味に用いられている。

3) 「市場機構はミクロ構造の発展において積極的役割をはたすが、それはマクロ構造の主要な規制者(main regulator)ではない」(Csikós-Nagy,

ところで、ハンガリーにおいては70年代後半の第5次5カ年計画(76~80年)実施に向けて従来(改革以後)の経済的規制諸用具にかなり広範な改訂がくわえられた。オイル・ショック以後の国際経済環境変化、労働力不足顕在化、所得格差問題など、70年代前半に発生した内外諸問題に対処するためである。

本稿は、この70年代後半の経済運営に向けて実施されたところの経済的規制諸用具改訂のもようを検討しようとするものである。すなわち、経済的規制諸用具にくわえられた個々の改訂点を検討しながら、改訂を経て再編された70年代後半のハンガリー経済機構の特質(68年改革当初の機構との共通点ならびに差違)を明らかにするのが本稿の課題である。

II 経済的規制諸用具改訂の背景—70年代前半の経済動向

まず、経済的規制諸用具改訂の背景要因の検討から始めてみたい。したがって、70年代前半の経済動向の概観がここで課題となる。

1 主要実績

70年代前半(第4次5カ年計画期間、71~75年)の経済実績は全体としてみるならば良好である。成長率(国民所得年率、6.2%)はコメコン諸国平均(同、6.3%)なみであり、それほど高くないが、間接的規制システムへの転換という条件のもとで、従来にも増して目標と実績の近似が得られた点が評価する(第1表参照)。

Ibid., p. 115)。これは、大規模投資は集権的に(計画)、経常生産は分権的に(市場)というW・ブルスの「分権的モデル」(鶴岡重成訳『社会主義経済の機能モデル』, 合同出版, 1971年)と類似の構想である。

また、成長の内包性を示す指標についても目標は達成ないし超過達成された（第2表参照）。但し、生産フォンド効率（固定資産1単位あたりの国民所得）については計画を1%下回る実績におわった。これは、一方でこの期間の投資パターン（回収期間の長い原燃料部門およびインフラストラクチャーへの投資シェア増大）の反映であるとともに、他方で投資規制・遂行上の欠陥（総花的傾向、完成の遅延—後述）に負うところが大きい。

2 貿易不均衡

さて、70年代前半の経済運営において発生した最大の問題点は貿易収支の悪化（74、75年）である。言うまでもなく、貿易収支悪化の直接の原因はオイル・ショック以後の世界市場価格変動にある。天然資源に乏しいハンガリーは加工貿易立国であり、原燃料を海外に依存し、工業製品（コメコン市場向け）と農産物（西側市場向け）を輸出するという貿易パターンをとる。したがって、オイル・ショック以後の世界市場価格変動のあり方、すなわち完成品を凌ぐ原燃

第1表 第4次5ヵ年計画主要実績（単位 %）

	計 画	実 績
国 民 所 得	32	35
工 業 総 生 産	32～34	37
農 業 総 生 産	15～16	17
実 質 所 得（一人あたり）	25～27	25
実 質 賃 金（一人あたり）	16～18	18
投資（社会主義セクター）	37	50

（出所） *Acta Oeconomica*, 16 (1), 1976, p. 6.

第2表 成長の内包性を示す指標（単位 %）

指 標	実 績 1961—70	計 画 1971—75	実 績 1971—75
物的生産雇用者一人あたり 国民所得成長（年平均）	4.6	5.1	6.2
工業労働生産性成長率（年平均）	4.1	4.1	6.0
国民所得成長に対する効率 改善寄与率 ¹⁾	56	57	58
輸出数量成長率（年平均）	—	6.2	10.2
社会主義セクター投資に占める サービス部門のシェア	38	41	43
社会主義セクター投資に占める 非生産部門 ²⁾ のシェア	16	20	21

（出所） *Acta Oeconomica*, 16 (1), 1976, p. 7.

$$1) E = \frac{N_1/N_0}{(M_1/M_0)s + (A_1/A_0)r + (K_1/K_0)p}$$

ここで、0,1はそれぞれベース期間、計画期間をさす。

また、 N ＝国民所得（純物的生産物）

M ＝物的生産雇用者数

A ＝物的生産に充用されている固定資産

K ＝物的生産に充用されている流動資産

s ＝賃金と個人所得の総和

r ＝減価償却引当金と固定資産使用料の総和

p ＝流動資産使用料、ここで、 $s+r+p=1$

2) 運輸、通信、水道、商業等々。

第3表 振替ルーブル勘定の貿易価格動向（単位 %）

	輸 入 価 格 (75/70)	総輸入に占める シェア (75)	輸 出 価 格 (75/70)	総輸出に占める シェア (75)
第一次エネルギー・電力	201.1	14.1	205.7	0.5
原料、半製品、部品	142.1	43.6	120.2	21.9
機械、輸送機、その他投資財	109.6	28.1	113.8	41.2
消費財	109.6	11.3	109.8	21.4
食品、食品原料、家畜	127.2	2.9	133.1	15.0
計	132.2	100.0	117.0	100.0

（出所） *Acta Oeconomica*, 16 (3-4), 1976, pp. 311-312.

第4表 ドル勘定の貿易価格動向

(単位 %)

	輸 入 価 格 (75/70)	総輸入に占める シェア (75)	輸 出 価 格 (75/70)	総輸出に占める シェア (75)
第一次エネルギー・電力	320.3	8.2	325.8	4.0
原料、半製品、部品	167.7	57.5	126.8	(注) 31.6
機械、輸送機、 その他投資財	140.1	12.3	112.7	12.7
消 費 財	135.2	4.4	129.0	15.9
食品、食品原料、 家畜	192.2	17.6	140.6	35.8
計	170.2	100.0	132.5	100.0

(出所) *Acta Oeconomica*, 16 (3-4), 1976, pp. 315-317.

(注) 天然資源に恵まれないにもかかわらず、非社会主義圏輸出に占める原料、半製品、部品のシェアが相当大きいのは、硬貨獲得のため、コメコン諸国からの輸入品を輸出にふり向けているからである。

料価格の上昇、および世界市場価格動向を基礎に実施されたコメコン取引価格の改訂(75年)は、ハンガリーの交易条件に不利に作用したのである(第3, 4表を参照)。こうした不利な交易条件のもとで対外均衡を維持するには輸出量の急増が必要となるが、これはこれでオイル・ショックにひき続く西側諸国の不況、およびEC農産物輸入規制などによって困難となった。⁴⁾

こうして、世界市場価格変動および西側諸国における不況という二重の打撃を受け、74年、75年、ハンガリー経済は戦後最大の貿易赤字に見舞われることになったのである。75

年末のハンガリーの対西側赤字は6億ドル、累積債務残高は23億ドル⁵⁾にのぼったといわれる。

3 労働力不足

次に、70年代前半の経済運営において生じた第二の問題点は労働力不足の顕在化である。70年代前半の就業者数の増加(10万人)は、計画(20万人)をはるかに下回るものであった。60年代後半の就業者増加数が30万人であったことを考慮にいれるならば、これは就業者数増加テンポの急速な低下として特徴づけられる。50年代後半以後の出生率の低下(現在、コメコン諸国内でDDRについて低い⁶⁾)、

4) 非社会主義圏への輸出量の伸びは、1967-73年に、平均年率11.4%であったが、73-76年には、3.7%に落ち込んでいる。Ballassa, B., "Economic reform in Hungary", *European Economic Review*, 11, 1978, p. 248. 対西側貿易不均衡は、主にハンガリー貿易商品構造との関連で生じたものであるが、マーケティング技術の未熟さ、輸出商品の低品質などにより、同一商品グループについても、輸入価格上昇にみあう輸出価格引き上げを実施しえなかったことも大きな要因である。

5) *Financial Times*, 29, July, 1976.

6) 各国統計による東ヨーロッパの近年の人口増加(人口1000人あたり増加人数を示せ)は次のようである。

年	ブルガリア	チェコスロバキア	DDR	ハンガリー	ポーランド	ルーマニア	ユーゴスラビア
1968	8.3人	4.2人	0.2人	3.9人	8.6人	17.1人	10.4人
69	7.5	4.3	-0.3	3.6	8.2	13.2	9.6
70	7.2	4.3	-0.2	3.1	8.5	11.6	8.9
71	6.2	5.0	±0	2.6	8.5	10.0	9.6
72	5.5	6.2	-2.0	3.3	9.4	9.6	9.1
73	6.7	7.3	-3.0	3.2	9.6	8.4	9.5
74	7.4	8.1	-3.0	5.8	10.2	11.2	9.7
75	6.3	8.0	-3.5	6.0	10.2	10.2	-

さらに、近年実施された社会福祉充実策（育児休暇拡充、⁷⁾ 年金制度改善）などが70年代前半の就業者数増加率停滞の主な背景要因をなす。ところで、こうした労働力供給事情にもかかわらず、逆に、設備投資は70年代前半、計画を上回る規模で実施された（第1表参照）。このため労働力不足が顕在化することになったのである。⁸⁾ たとえば、ハンガリー経済研究所は、75年現在の不足労働力を15~20万人と試算している。⁹⁾ また、70年代後半の就業者数の伸びは前半の実績をさらに下回ることが予測されており（5万人—工業は横ばい）、¹⁰⁾ 70年代後半の経済運営に向けて外延的成長源泉の枯渇化はいよいよ深刻である。

4 所得格差

最後に、70年代前半の経済運営において発生し、後半の経済的規制用具改訂の契機となった第三の問題点は所得格差¹¹⁾である。

- 7) 子供が3才になるまで、平均賃金の1/3を支給されながら育児に専念できるという制度が67年に導入された。なお、企業は職場復帰を拒否してはならないとされている。Gadó, O., *The economic mechanism in Hungary—How it works in 1976*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1976, p. 11.
- 8) 投資過熱ということとあわせて投資の方向がまだ外延的であり労働節約型でないことも労働力不足の要因である。
- 9) 工業・建設部門で8~12万人、サービス部門で6~8万人の不足。なお、75年の就業者総数は508万人である。Nyers, R., "Sources of economic growth in Hungary", *Acta Oeconomica*, 17(1), 1976, p. 15.
- 10) 工業0.8%, サービス部門2.1%, 農業-2.7%の増加率であり、農業流出人口の大半はサービス部門に吸収される予定である。Hetényi, I., "Growth and equilibrium in the Fifth Five Year Plan of Hungary", *Acta Oeconomica*, 16(1), 1976, p. 9.
- 11) 改革以後、社会全体として、特に所得格差が拡大したという兆候がみられるわけではない。むしろ縮小している。たとえば、60年代初頭、最高所得者層100万人と最低所得者層100万人の所得比率は6対1であったが、70年代初頭のそれは4.5対1となっている (Timár, M., *Reflections on the economic development of Hungary 1967-73*, Budapest Akadémiai Kiadó, 1975, p. 163)。問題は、労働者と農民、また企業管理者層と一般従業員の間の所得上昇率格差、さらに企業間、協同組合間の所得上昇率格差である。本文中には述べ

ここで改革直後表面化するに至ったのは、企業管理部と一般従業員の間の「利潤分配」（ボーナス）格差である。これは、68年改革によって導入された上に厚く下に薄い利潤分配制度¹²⁾に起因して生じたものである。しかし、この制度については改革当初から労働者の間で不満が強く、70年に廃止されるに至っている。そしてそれ以後、企業内部の階層間所得格差については縮小に向かいつつある。

より問題なのは、企業の利潤業績と「利潤分配ファンド」（ボーナス分配、企業福利厚生むけ）の形成および賃金ファンドの増加をリンクさせる68年改革措置の結果として生じたところの企業（部門）間所得格差である。この70年代前半に発生した企業間格差は社会的に受容されうる範囲をこえるものであった。たとえば、1日分賃金に相当する利潤分配ファンドしか形成できぬ企業と90日分を形成しうる企業というほどの極端な格差¹³⁾が生じたといわれる。こうした現象は、社会的公正という見地からの世論の批判をうけたことはもちろんのこと、中央当局の労働力配分計画の見地からみても好ましい現象ではなかった。というのは、所得格差が過度の労働力流動化をうみ、さらに流動労働力が構造政策上重視されている部門に必ずしも吸収されたわけではなかったからである。

てはいないが、農民所得の上昇が著しく（70年代初頭、労働者所得水準に追いつく）、これに対し、労働者所得の上昇がネグリジブルであったのが60年代末から70年代初頭にかけての所得動向の一大特徴であった。このような所得動向に対する労働者の不満は強く、これを背景に73年には国有工業・建設業労働者を対象に一斉賃上げが実施されている (*Ibid.*, p. 155)。

- 12) 企業の構成員を最高管理者グループ、中間管理職グループ（専門スタッフを含む）、一般従業員の三グループに分け、第一グループは最高で基本給の80%相当額までをボーナスとして分配ファンド（後述）からうけとることができ、第二グループは基本給の50%相当分まで、第三グループは基本給の15%相当分までを、分配ファンドの増加（利潤の増加に依存）に応じてうけとることができるという制度である。Friss, *op. cit.* (注1), p. 170.

13) Gadó, *op. cit.* (注7), p. 49.

Ⅲ 経済的規制諸用具 の改訂—70年代後 半の経済機構

第5表 第5次5ヶ年計画の主要目標

(単位 %)

指 標	単 位	71—75年の実績	76—80年の計画
国民所得	成長率	35	30—32
国民所得	成長率	31	23—25
国内所得	シ ョ ア	{ 73 27	{ 73—75 27—25
{ 消費 費積			
工業総生産	成長率	37	33—35
建設総生産	成長率	26	30—33
農業総生産	成長率	18	16—18
就業者数	増加率	1.8	1.2
就業率	全人口に占める比率	48.4	48.0
婦人就業率	全就業者に占める率	44.3	43.3
実質所得 (一人あたり)	成長率	25	18—20
実質賃金 (一人あたり)	成長率	18	14—16
個人消費	成長率	28	21—23
住宅建設	1000	430	430—440
輸出	成長率	67	53
輸入	成長率	54	36
社会主義セクターへの投資	成長率	50	26
操業固定設備	成長率	34	31—33

(出所) Gadó, O., *The economic mechanism in Hungary—How it works in 1976*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1976, pp. 26-27.

1 第5次5ヶ年計画
(76～80年)
以上のような70年代前半の経済動向、ならびに1990年までの長期計画にもとづき第5次5ヶ年計画が作成されたのであるが、その主な指標は第5表の示すとおりである。交換性通貨不足、コメコン取引価格上昇などの輸入制約諸要因、さらには労働力資源の枯渇化という厳しい内外環境に規定され、成長率は70年代前半の実績と比べやや控えめに設定されている。また、輸出増強¹⁴⁾によって対外均衡回復をはかること（特に対西側貿易において）が今期最大の課題とされ、この見地から国内総消費の成長が抑制されているのも特徴的である。

こうして、輸出増強、労働力・輸入原料など稀少資源の合理的利用促進、ならびに所得格差の是正を主な目的として、70年代後半の経済運営に向け、以下で述べるような経済的規制諸用具の改訂が実施されることになるのである。

2 企業所得規制・賃金規制

14) 非社会主義圏向け輸出60%増、社会主義圏向け輸出40%増が計画されている。(Akar, L., "Az exportösztönzés egyes kérdései", *Pénzügyi Szemle*, 20, 483-492. old.) また、今期間の輸出増加分は、国民所得増加分の70%に相当する (Gadó, op. cit. (注7), p. 16)。

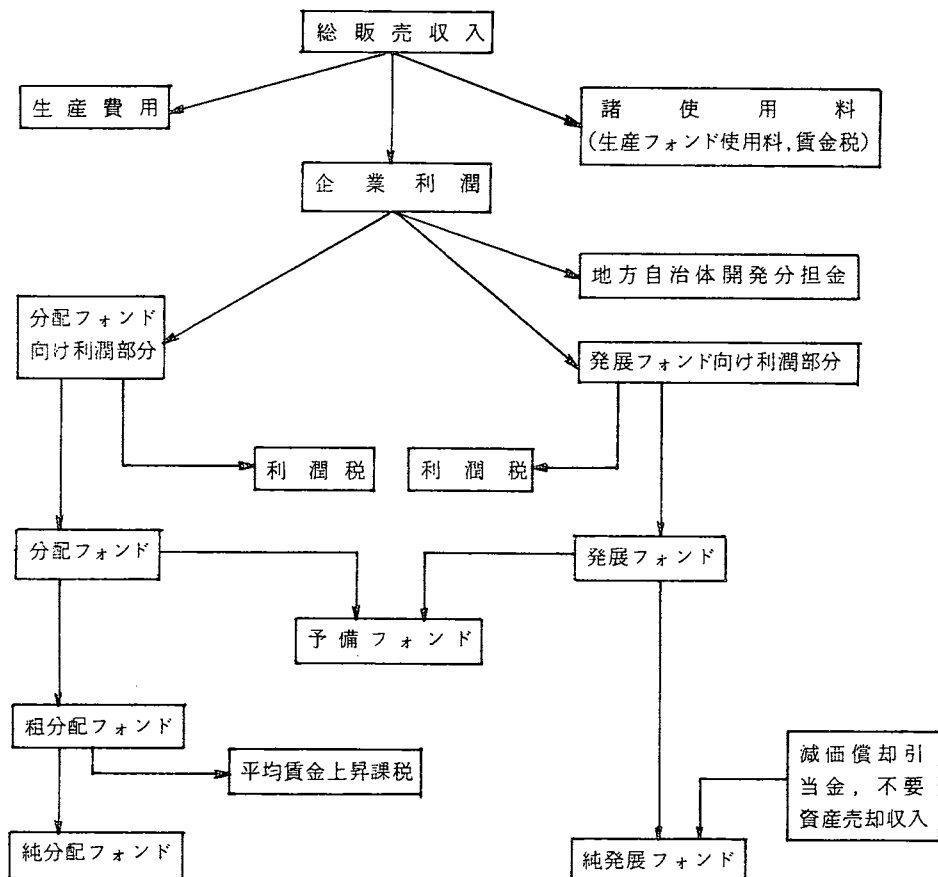
15) 従来の企業所得規制方式については、門脇延行「ハンガリーの利潤分配システム」滋賀大学『彦根論叢』第169・170号、が詳しい。

70年代後半の経済運営に向け実施された各種規制用具改訂のうちで、改訂の最も著しいのが企業所得規制・賃金規制の分野である。

まず、企業所得規制方式上の改訂からみておこう。第1図が従来（75年まで）の企業所得規制方式¹⁵⁾を示す。簡単に説明すると、(1) 総販売収入から生産費用、生産税¹⁶⁾および生産ファンド使用料・賃金税が差し引かれる。(2) こうして形成された企業利潤（計算利潤）から、まず、「地方自治体開発分担金」（6%）が差し引かれ、(3) 残り94%の企業利潤は、充用生産ファンド総額と賃金総額の比率に対応させて（但し、後者には賃金乗数3をかけ

16) 利潤格差を平準化するため、法外に高い利潤に課せられる税である。

第1図 従来の企業所得規制方式



て)「発展ファンド向け利潤部分」と「分配ファンド向け利潤部分」に二分される。(4) 次いで、「発展ファンド向け利潤部分」には一律60%の利潤税が、「分配ファンド向け利潤部分」に対しては、その年間賃金総額に対する比率を基準として累進的に40~70%の利潤税¹⁷⁾が課せられる。(5) さらに利潤課税後の「発展ファンド」、「分配ファンド」の双方からそれぞれ12.5%が控除され「予備ファンド」が形成される。(6) 残額が企業の実質的可処分ファンドであり、発展ファンドは減価

償却引当金の60%および不要資産売却収入などで補われて企業の自主的投資および流動資産増加の財源となる。他方、分配ファンドは、年間の賃金引き上げ、年末ボーナス、企業福祉施設・制度などに支出されるが、このうち、賃金引き上げに支出される場合にはさらに追加的課税規制がある(後述)。

以上が従来の企業所得規制方式の概略である。ところで、従来の企業所得規制方式は、76年以後、主として次の三点において改訂されることになった。すなわち、(1) 企業のコスト構成要素である生産ファンド使用料と賃金税の相対比率の変更、(2) ファンドの有機構成を基準とする従来の企業利潤義務的の二

17) 年間賃金総額にたいする「分配ファンド向け利潤部分」の比率が0~6%の場合に40%、6~12%の場合50%、12~20%の場合に60%の税率であり、20%以上の場合は70%の税率となる。

分割方式の廃止, および企業自身の判断による利潤二分割方式(発展ファンド, 分配ファンド形成)への移行, (3) (2)にともなう利潤税体系の改訂である。

まず(1)に関してであるが, 一方で生産ファンド使用料が引き下げられる(従来の, ファンド原価値比5%に相当する使用料から, ファンド純価値比5%に相当する使用料に)とともに, 他方で賃金税(社会保険分担金を含む)が引き上げられる(従来の, 賃金総額比25%に相当する額から, 35%に相当する額に)ことになった。この企業負担(コスト)相対比率変更のねらいは, 生産ファンドによる労働との代替過程を促進・刺激することにある。改訂の背景に労働力不足があることは言うまでもない。

次に, (2)についてもそのねらいは, 同じく省力化の刺激を強化することにある。すなわち, 従来の, ファンドの有機構成を基準とする企業利潤の義務的二分割方式は, 生産ファンドによる労働との代替過程を促進・刺激するものではなかったのである。というのは, この方式のもとでは投資による有機構成高度化にともない, 企業利潤のうち分配ファンドに繰り入れられるシェアが低下することになり, シェア低下を利潤増大によって相殺しない限り企業従業員集団の利潤分配(ボーナス)は低下することになるからである。そこで, 省力化を刺激するうえでのこのような欠陥を取り除くため, 従来の企業利潤の義務的二分割方式は廃止されることになり, 76年以後, 企業利潤の用途別分割(発展と分配)は企業の自主的裁量にゆだねられることになった。

最後に, (3)の利潤税体系の改訂は, いま述べたような企業利潤分割方式の改訂に付随して必要となったものである。前述のように, 従来は分割以後の企業利潤(「発展ファンド向け利潤部分」と「分配ファンド向け利潤部分」)にそれぞれ異なる方式で利潤税が課せられる

ことになっていたのであるが, 企業利潤の義務的二分割方式の廃止にともない, 76年以後, 利潤税体系は次のように改められることになった。第一に, 企業の自主的裁量によって「発展ファンド」と「分配ファンド」に二分割される以前の企業利潤に一律36%の利潤税が課せられる。さらに, 第二に, 分割後の「分配ファンド」に対しては従来よりも厳しい累進率の利潤税¹⁸⁾が課せられる。第三に, 分割後の「発展ファンド」については, それが建設投資に支出される場合を除き, 原則として税は課せられない(なお, 建設投資の場合には, 建設税—建設コストの10%に相当—が課せられる)。

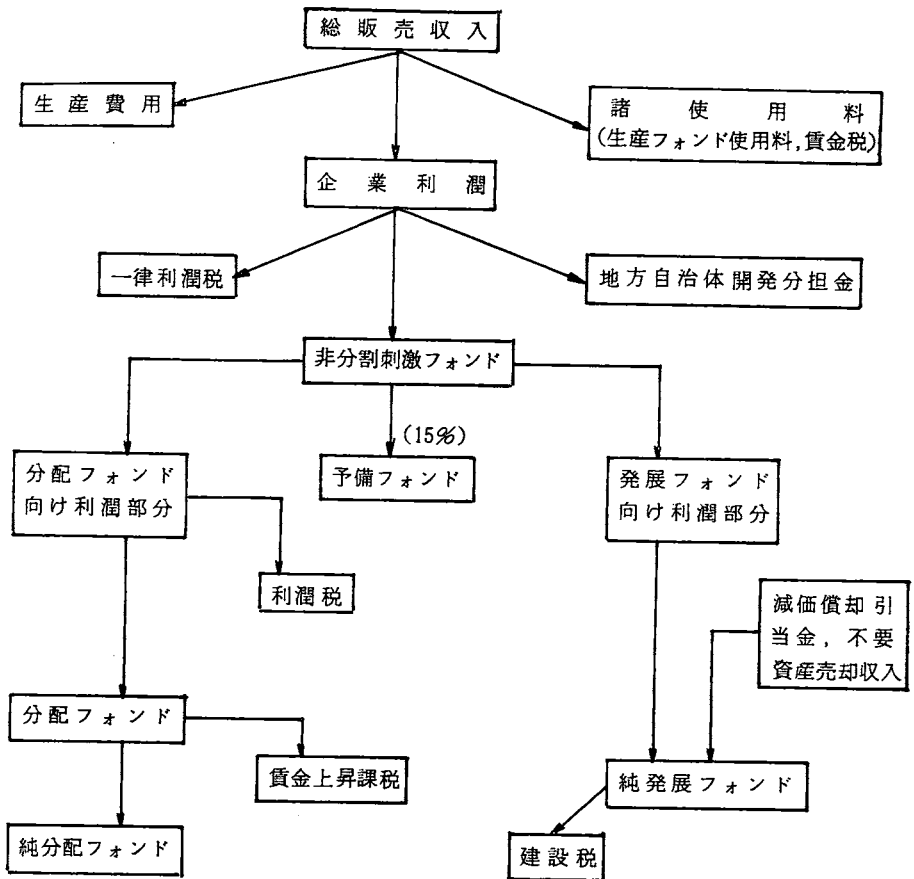
ここで76年以後の利潤税体系において, 「分配ファンド」に対する課税が強化され, 逆に「発展ファンド」への課税が軽減(ないし免除)されるようになったのは, 企業利潤の用途別分割の自由化にともない, 企業が必要な投資を怠り利潤をもっぱら分配(消費)目的に充てることのないようチェックするためである。さらに, 分配ファンドへの課税強化のいまひとつの目的は, 70年代前半のような利潤分配をめぐる過度の企業間格差発生を防止することにある。また, 建設税が新たに導入されることになったのは, 企業投資を設備拡張ではなく設備更新・近代化に誘導するためである。労働力不足のおり, 職場増加につながる設備投資は好ましくないからである。

以上のような76年以後改訂された企業所得規制方式を図解すれば第2図のようになる。従来の方式と比較して, 一方で企業ファンド利用における企業の自主性向上¹⁹⁾がみられるとともに, 他方で分配ファンドに対する課税

18) 企業利潤の対賃金比率および分配ファンドの対賃金比率が税率の基準となる。一般に, 分配ファンド額が40日分賃金額に相当する点で税率は急上昇する(800%)。Gadó, *op. cit.* (注7), p. 48.

19) 企業利潤の用途別分割の自由化とともに, 分割に際しての労働組合の発言権が強化された。Ibid., p. 47.

第2図 76年以後の企業所得規制方式



強化にともない物質的刺激的の弱²⁰⁾がみられるのが特徴的である。

つぎに、企業賃金ファンド上昇規制方式にくわえられた改訂の検討に移ろう。あらかじめ従来の方式を説明しておく次のようである。従来の方式のもとでは、企業賃金ファンドの上昇に際し規制を受けるのは平均賃金の上昇であって、賃金ファンド総額の上昇ではない。ここで、平均賃金上昇規制の際、「賃金増加指数」(賃金+利潤/従業員数)の対前年度比増加率という指標が用いられる。つまり、「賃金増加指数」の対前年度比増加率が高く

なるにつれて、より高い水準の平均賃金上昇が許されるというしくみになっていたのである(「賃金増加指数」の対前年度比増加率1%につき、0.3%の平均賃金上昇が許される²¹⁾)。

ところで、このような従来の賃金規制方式との関連で、70年代前半の経済運営において次のようなふたつの問題が生じた。その第一のものは、「過剰雇用指向」という企業行動である。第二は、企業間の賃金ファンド上昇

20) 利潤税強化ということの他に、分配ファンドからの直接刺激支出(個人に対する賞与)は年間賃金総額の20%をこえてはならないという規定が新しく設けられている。Ibid., p. 49.

21) 賃金上昇課税については、0.3%の賃金引上げの場合はそれに要する追加賃金額にたいして50%課税で済むが、これを0.5%上まわるたびに、0.5%上昇に要する追加賃金部分に対しその課税が150~400%の範囲で累進的に増加するしくみになっていた。詳しくは、井手啓二「社会的所有と社会主義企業管理制度——ハンガリーを中心に」(小野、篠原編『社会主義的所有と管理』、有斐閣、1976年) 225-226ページ。

格差である。

まず、「過剰雇用指向」は、企業の賃金フォンド上昇に際し、規制を受けるのが総額ではなくて平均賃金であるという点と結びついて生じたものである。つまり、企業は相対的に賃金ランクの低い労働力を大量に雇用することによって平均賃金水準を低くおさえ、許容される平均賃金上昇の範囲内でできる限り多くの賃金総額の増加を得ようと努めたのである。このため、不熟練労働者・事務労働者を中心として「過剰雇用」が生じ、これは労働力不足に一層の拍車をかけることになった。

次に、企業間の賃金フォンド上昇格差は、企業の賃金フォンド増加が利潤業績に強く依存するということから生じたものである。（従来の方式のもとで、企業の賃金フォンド増加の可能性は、直接には「賃金増加指数」の対前年度比増加率という指標に依存するのであるが、後者の指標は結局のところ年間利潤の増加に規定される）。たとえば、70年代前半、極端な場合には、年間の賃金上昇が0%である企業と15%である企業が同時に存在するというほどの企業間格差²²⁾が生じたといわれる。しかし、問題となったのは、こうした格差自体よりもむしろ発生した格差が真の企業努力の反映とはみなしえないという点にあった。すなわち、賃金上昇格差を規定する利潤格差の背後には、適用されている価格形態の差違（自由価格と固定価格の差違など）、国家による投資補助の有無など企業努力とかわり olmayan 諸要因がはたらいていたのである。²³⁾

企業賃金管理とかかわって70年代前半に発生した以上のような問題を背景に、76年以後企業賃金上昇規制方式は次のように改訂されることになった。

第一の改訂点は、いくつかの部門で、平均

賃金上昇規制方式に代えて賃金総額上昇規制方式が導入されることになった点である。この規制方式の特徴は、企業実績の向上²⁴⁾を、従来のように平均賃金の上昇とではなく、賃金総額の上昇とリンクさせようとするところにある。このねらいが、平均賃金上昇規制に付随しておきた企業の「過剰雇用指向」の抑制にあることは言うまでもない。すなわち、賃金総額の上昇が規制される場合、企業は、従来のように雇用構成を操作すること（低賃金労働力の大量雇用）によって有利な賃金引き上げをはかるという行動をとることはできなくなるからである。76年以後、賃金総額規制方式は、建設、建設資材、食品工業、国有農林業、軽工業（半分）など、現段階において労働集約的な部門、したがって省力化が必要とされる部門に適用されている。

次に、企業間賃金フォンド上昇格差を是正するという点については、以下のような改訂措置がとられている。そのひとつは、石炭、電力、運輸・交通など、不利な価格（低消費者価格）のため低収益を余儀なくされている部門、さらに設計事務所、研究所など、その活動を収益性で評価するのが不適切である分野においては、賃金フォンドの増加を従来のように企業活動の業績を示す何らかの指標とリンクせず、中央当局の決定によって実施しようとする措置である。これが、低収益部門においても最低限の賃金引き上げを保障することにより部門間の賃金上昇格差を是正することを目的とした措置であることは言うまでもない。

さらに、同じ目的で、全部門共通の年間最低賃金引き上げ率が決められ、企業実績とは関わりなく、その実施が全企業に義務づけられることになったのも76年以後の特徴である。ここで、76年の最低賃金引き上げ率は1.5%

22) Gadó, *op. cit.* (注7), p. 63.

23) Faluvégi, L., "Development of financial regulators and the New Hungarian Five Year Plan", *Acta Oeconomica*, 16, pp. 25-26.

24) 賃金総額規制方式の場合、賃金上昇の基準として用いられるのは「賃金増加指数」の対前年度比増加率ではなく、付加価値増加率である。

であり、また、第5次5カ年計画期間における賃金引き上げ目標全体のうち25%はこの最低賃金上昇保障措施を通じて実現される予定である。²⁵⁾

企業賃金ファンド増加の下限を保障する上記のような措置とともに、76年以後、企業賃金増加の上限を規制する措置もとられている。すなわち、一定限度をこえる企業賃金ファンド増加に対する課税強化である。従来の賃金規制方式の場合には、主として「賃金増加指数」の増加率によって条件づけられた賃金上昇の許容範囲をこえる賃金引き上げが実施された場合について険しい累進税（賃金増加税一分配ファンドから差し引かれる）が課せられるしくみになっていた（注21を参照）。しかし、76年以後は、平均賃金規制方式の場合にも、賃金総額規制方式の場合にも、上記の累進課税が継続されることはもちろん、それに加えて、6%をこえる賃金ファンド増加についてはさらに追加的課税徴収が実施されることになったのである。

第6表 第5次5カ年計画における部門別投資計画（単位：%）

	投資(対前期間比)	総投資に占めるシェア	
		71-75	76-80
社会主義セクター総計	126	100.0	100.0
鉱業	137	4.7	5.3
電力	198	5.1	8.2
住宅建設	146	10.6	12.6
小計	—	20.4	26.1
その他全部門	114	79.6	73.9
工業・建設 ¹⁾	114	31.7	29.4
農業	105	15.8	13.3
運輸・通信	126	12.3	12.5
非物的部門 ²⁾	104	9.9	8.4

（出所） *Acta Oeconomica*, 16 (1), 1976, p. 14.

1) 鉱業、電力を除く

2) 住宅部門を除く

さて、以上のように、70年代前半に発生した「過剰雇用指向」（労働力不足のもとでの）および賃金ファンド上昇の企業間格差というふたつの問題に対処するため、第5次5カ年計画実施に向け企業賃金規制の分野においてもいくつかの改訂が実施されたのであるが、改訂の結果、第一に、規制方式が部門別に多様化することになったこと（平均賃金規制、²⁶⁾ 賃金総額規制、中央規制の併用）、第二に、中央当局による賃金規制の強化と相まって物質的刺激が弱められることになったのが特徴的であると言えよう。

3 投資規制

投資活動の規制については、第5次5カ年計画期間に向けても従来の方式に大きな変更はなく、若干の改訂にとどまる。

76年以後も、従来と同様、投資は国家投資と企業投資の二本立てで実施される。すなわち、部門構造（マクロ構造）に大きな変化をもたらす大規模投資、及び産業・生活基盤向け投資は国家決定で実施されるが、その他の

投資については企業の自主的決定にゆだねられる。しかし、第5次5カ年計画期間においては、70年代前半と比べて、総投資に占める国家投資のシェアが増大している（45%→50%）のが特徴的である。これは、70年代後半の総投資計画において、エネルギー・原料部門にふり向けられるシェアが増大するためである（第6表を参照。なお、原燃料部門の投資の多くは概して大規模投資であるゆえ国家投資である）。

次に、70年代後半の投資規制

25) 中央決定で実施される部門の賃金上昇および最低賃金上昇保障による賃金上昇の総和は、第5次5カ年計画期間の名目賃金増加目標の40%に達する。Gadó, *op. cit.* (注7), p. 68.

26) 平均賃金上昇規制方式は、金属加工、化学、軽工業(半分)、商業、外国貿易などの各部門で継続されている。

において重視されている課題は、選択的投資配分の強化と投資完成期間の短縮である。企業投資の総花的傾向と投資完成の遅延（予定期日の半年遅れが一般的²⁷⁾）が、70年代前半の投資規制面での最大の問題点であったからである。

まず、投資の選択的配分の強化という点に関しては、銀行融資の際の認可基準が、76年以後、従来以上に厳密に適用されることになった点があげられる。以前から、企業投資向け銀行融資の認可基準としては種々の効率指標（生産ファンドに対する収益率、投資資金回収期間、信用償還期間等々）が示されていたのであるが、現実にはこれらの基準は厳密に適用されず、信用配分は諸産業部門省の折衝によって決められることが多く、このことがまた、企業投資の総花的傾向の大きな要因となっていた。²⁸⁾ この点の反省から76年以後、銀行の選択的融資策が強化されることになったのである。

さらに、投資の選択的配分強化という点と関連して、輸出増強目的（特に対西側輸出）の企業投資が銀行融資の際優遇されることになったのも76年以後の特徴である。たとえば第5次5カ年計画期間の銀行信用総額のうち40%はこうした目的の投資にふり向けられる予定である。²⁹⁾

また、投資完成期日及び計画コストの厳守を促す³⁰⁾という点については、76年以後以下のような措置がとられている。

第一は、国家資金返済義務の拡大である。

従来、国家投資は予算を主財源とし、これを銀行信用ならびに投資企業の発展ファンドで補って実施されていた。そしてその際、国家予算からの融資には無償のものと有償のものの二種類があり、前者の比率が高いというのが特徴的であった。さらに、投資完成の遅延などによる追加コスト発生に際しては予算からの追加融資があった。しかし、これらの措置は投資企業の責任をあいまいにするものであり、また、投資効率向上を刺激するという点でも好ましくなかった。このため、76年以後、国家予算からの融資については、原則として無償融資は廃止され、全て有償に切り換えられることになった（償還は10年以内）。さらに、投資完成が予定期日に遅れた場合にも当初の予定どおり返還がなされねばならず、また追加コストの発生については投資企業の責任で賄わなければならないことになった。こうして、国家投資における投資企業の責任は従来と比べはるかに強化されることになったのである。

さらに、企業投資の場合にも、これまでのような国家予算からの無償補助は廃止され、有償ないし間接補助（減税）に切り換えられることになっている。

さて、投資完成期間の短縮を目的として導入された第二の措置は「総請負制度」である（国家投資の領域において）。これは、設計から完成に至る投資の全過程の責任を特定企業に請負わせるというものである。その際、完成期間短縮や投資コスト節約に対しては特別のプレミアムが与えられる。投資完成の責任の所在を明確にし、あわせて完成期間の短縮を物質的に刺激するというのが「総請負制度」導入のねらいである。

以上のように、70年代後半の経済運営に向けて、投資規制については従来の方式にそう大きな変更はなく若干の手直しにとどまる。しかし、国家投資の比重増大、さらに投資の選択的配分強化の名目のもとに意図されてい

27) 75年現在で5000億 Ft にもほのぼの未完成投資があったと言われる。第5次5カ年計画期間に予定されている投資総額が8000億 Ftであることを考えあわせるならば、これは巨大な額である。Gadó, *op. cit.* (注7), p. 83.

28) Deák, A., "A vállalati beruházások állami támogatása," *Pénzügyi Szemle*, 20, 245. old.

29) Faluvégi, *op. cit.* (注23), p. 29.

30) 投資コストの見積り段階での正確さも重視されている。第4次5カ年計画期間、計画コストと実際コストの乖離は15~25%に達したと言われる。Gadó, *op. cit.* (注7), p. 93.

第7表 価格諸形態のシェア

(単位 %)

	1968年				1976年		
	固定価格	最高価格	限界価格	自由価格	固定・最高価格	限界価格	自由価格
原料・半製品 卸売価格	30	40	2	28	70*	2	28
完成品卸売 価格	3	16	3	78	20*	3~5	75~77
消費財小売 価格	20	30	27	23	46	24	30

(出所) 1968年については、Friss, I., ed., *Reform of the economic Mechanism in Hungary*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1969, pp. 148-151. 1976年については、Gadó, O., *The economic mechanism in Hungary—How it works in 1976*, Budapest, Akadémiai Kiadó, 1976, p. 192.

* これらの和は、工業生産物の約1/3を占める。Nyúl, E., *Arpolitikánk az ötödik ötéves terv időszakában*, Budapest, Kossuth Könyvkiadó, Budapest, 1977, 89. old.

る企業投資への中央監視強化など、全体として従来よりも投資活動に対する中央規制が強められていることは否めない。

4 価格³¹⁾・貿易・生産手段取引規制

周知のように、68年改革によって価格制度は大幅に改訂された。「行政的価格体系」から「混合価格機構」への転換がなされたのである。ここで、固定価格、最高価格、限界価格、自由価格の併用からなる混合価格機構のねらいは、市場の調整機能を利用しつつも他方で同時に価格水準の安定化をもはかるという点にある。全般的価格水準を規定する原料・半製品の価格決定に対する中央規制が厳しく、最終製品の価格決定が広範に自由化されているのはこのためである。

ところで、このような価格機構の基本的枠組みについては、第5次5カ年計画に向けてもほとんど手は加えられていない(第7表)。しかし、70年代初頭より、インフォーマルな形態で(固定価格のシェア増大という形態をとらず)価格決定について中央規制が強化されていること、またその傾向が76年以後も継続されていることに留意すべきである。すな

わち、70年代初頭以降、価格にたいする中央規制の強化は、(1) 自由価格品目についての値上げ事前通告制度の拡大(中央当局は拒否権を有する)、(2) 自由価格品目の企業間取引に際し長期価格協定を結ぶことの奨励(自由価格の契約価格への変質化)、(3) 利潤追求に対する選択的規制強化(「不法利潤」を定義、それを基準に「不法価格」をチェック)、などの形をとって実施されてきている。³²⁾ さらに76年以後には、新製品価格形成に対する中央規制の強化も意図されている。

ところで、このように、68年改革当初の予想に反して価格決定に対し中央規制が強化されることになったのは、第一に、価格形態の差違に起因して企業間所得格差が生じたためであり、第二に、オイル・ショックとともに国内価格騰貴が懸念されたためである。本来、価格制度の柔軟化は、供給構造の需要構造への弾力的適応をねらって導入されたものであるが、競争条件の欠如(高い集積・集中)、売り手に有利な市場の力関係(超過需要、特に投資財市場)などのため、自由価格や限界価格の下方硬直化をもたらし、このことがまた、企業間に(自由価格品目生産企業と固定価格

31) 改革以後の価格制度の動向について、詳しくは、拙稿「ハンガリーにおける価格制度」、『社会主義経済学会会報』第16号、23—28ページ、を参照されたい。

32) Csikós-Nagy, B., “A gazdasági kalkulációról”, *Közgazdasági Szmlé*, 23, 639. old.

品目生産企業の間に) 企業努力と関わりのない利潤格差(所得格差)をもたらすことになったのである。うえで述べた70年代初頭以後の価格に対する中央規制強化策は、主としてこの企業間所得格差への対抗措置としてとられることになったものである。

さらに、73年オイル・ショック以後の世界市場価格の高騰も、68年改革によって導入された価格制度・貿易規制の若干の修正を余儀なくさせた。次に、この点の検討に移ろう。

貿易規制の分野においても、分権化(輸出に対する中央割当削減)、貿易価格と国内価格の結合強化などにより、市場メカニズムの利用をはかるとというのが68年改革の特徴であった。このため価格面では以下のような措置がとられた。

第一は、貿易取引価格を国内価格に連結させるという措置である。これを輸入品に即して言えば、実際の輸入取引価格が国内価格形成のベースとなった。但し、国内需要充足に占める各輸入源(コメコン諸国、資本主義諸国)のシェアを考慮して、コメコン価格が国内価格のベースとなる場合(金属等)、世界市場価格がベースとなる場合(繊維等)、両輸入源価格の加重平均がベースとなる場合(化学製品等)など、品目別区別が設けられた。³³⁾ また、輸出品目についても、輸出取引価格と企業の経済計算の直接的結びつきがうちたてられることになった(但し、工業部門についてであり農業は例外。また、工業の場合にも、輸出価格が国内コストを大きく下回る時には国家補助がなされる)。³⁴⁾

第二に、外貨の換算に際し、金バリティに基づく公定レートとは異なる貿易用交換レ

ートが用いられることになったのも68年改革以後の特徴である。この交換レートは、当該外貨1単位(1ドル、1振替ルーブル)を得るのに必要な平均輸出コストを基準に設けられた(68年当時、1ドル=60フォリント、1振替ルーブル=40フォリント)。

ところで、以上のような貿易価格と国内価格の結合強化策は、世界市場価格の相対的安定の予測のもとに組み立てられたものであった。したがって、73年末以後の世界市場価格高騰は、国内価格安定化の見地から、68年改革措置の一時的凍結を余儀なくさせた。すなわち、輸入価格高騰にもかかわらず、国内価格(輸入品)は行政的にすえおかれ、その際生じる両価格の乖離は国家予算からの補助金を通じて調整³⁵⁾されたのである。

73年以後のこうした施策は、たしかに国内価格安定化に寄与するものであったが、他方で価格のシグナル機能の低下(企業に国際環境変化を伝達しない、したがってまた輸入節約を刺激しない)、及び財政赤字増大などの諸問題をもたらした。このため、75年以後、価格政策の再転換(国内価格引き上げによる貿易価格との調整)が実施されることになるのである。そして、それは第5次5カ年計画に向けても以下のようなかたちでひきつがれている。

まず、75年に卸売価格7%、小売価格4.5%の引き上げが実施されたのを手はじめに、80年までに、卸売価格18%、小売価格19%の引き上げが実施される予定である。³⁶⁾

35) 73年には輸入価格上昇分の30%、74年には70%が、国庫補助金で賄われたといわれる。Csikós-Nagy, B., "Tízéres a magyar gazdasági reform", *Közgazdasági Szemle* 1, 1978, 13. old.

36) 部門別、品目別の値上げ幅の詳細については、Gadó, *op. cit.* (注7), pp. 35-38. なお、小売(消費者)価格の引上げ幅が卸売(生産者)価格の引上げ幅より大きいのは、消費者価格抑制策の帰結として、近年、消費者価格補助金総額が取引税総額を上回ようになったからである(75年現在、取引税は補助金の2/3しかカバーしていない)。Faluvégi, *op. cit.* (注23), p. 28.

33) Csikós-Nagy, B., "Price mechanism and trade in the means of production in Hungary", *Acta Oeconomica*, 16, p. 38.

34) 補助率は68年当初は企業毎に定められていたが、72年以後、部門毎に定められるようになった。これは同一部門における平均水準以下の低効率企業を輸出から締め出すためである。

第二に、「積極為替レート政策」の実施が76年以後の特徴である。これは、従来のように貿易交換レートを半ば固定化するのではなく、貿易価格水準と国内価格水準に乖離が発生した場合、適時に変更するというものである。こうした「積極為替レート政策」³⁷⁾の実施は、以前の輸入価格補助金支出による国内価格安定化策と比べ、貿易価格と国内価格の関連を維持（相対価格において）するという点で好ましいとされている（なお、76年の交換レートは、1ドル=41.3フォリント、1振替ルーブル=35フォリント）。

さて、以上でみてきたように、第5次5カ年計画期間に向けて、従来の価格制度の基本的枠組みについて大きな変更はなされていない。しかし、70年代初頭以後の中央当局による価格規制強化が、76年以後にも持ちこされている点は留意しておくべきであろう。

最後に、流通分野の規制について簡単にみておこう。經常生産の大幅分権化にともない

生産手段の中央割当配分が廃止され、通常の商業的取引に置き換えられたのが68年改革の特徴であった。しかし、オイル・ショック以後、各種の形態をとる行政的規制が強化されている（第8表）。特に、貿易赤字を背景に、輸入割当の増加が顕著である。しかし、これは対外環境変化に起因する一時的措置であり行政的規制を長期にわたり固定化する意図はないとされている。³⁸⁾

IV むすび

さて、これまでの叙述において、70年代後半の経済運営に向けて実施された各種規制用具改訂のもようを逐一検討してきた。そこで以下では、経済的規制用具再編を経た70年代後半のハンガリー経済機構の特質を明らかにし、本稿のむすびにかえたい。

まず第一に明らかなことは、経済規制システムに関する68年改革の原則は、76年以後の経済機構においても基本的に堅持されているということである。すなわち、改革当初に比べ、貿易割当の増加、国家投資の比重拡大など、直接的規制の若干の増化がみられるものの間接的規制諸用具（価格、税制、信用等々）にウェイトを置く計画的経済規制という根本原理に変化はみられない。

しかし、第二に、68年改革当初の構想に反し、経済制御において市場に与えられる役割が低下してきていることを指摘しておかねばならない。これは、価格に対する中央規制強化、及び利潤インセンティブの弱化（企業所得規制、賃金規制の項参照）のなかに端的に示されている。効率化要請と、物価安定化・所得分配公正化要請の間に発生した矛盾に際し後者を重視する方向での対処がなされていることの帰結である。

さらに、第三に、70年代後半の経済機構の顕著な特質は、経済的規制諸用具の部門別多

第8表 中央直接規制が適用されている生産物の数

規 制 の 形 態	68年	71年	76年
中 央 割 当	2	1	1
生産者への購買割当	28	7	22
国内商業への購買割当	13	11	9
輸 入 割 当	17	7	33
輸 出 割 当	22	18	18
契約締結義務 (工業総生産比)	15%	17%	20%
独占的売り手・ 買い手の指定	50	9	41
売り手の指定(複数経路)	—	—	2
最低在庫水準指定	—	6	6
最高在庫水準指定	—	—	1

(出所) Csikós-Nagy, B., "Price mechanism and trade", *Acta Oeconomica*, 16 (1), 1976, p. 43.

37) 積極為替レート政策の詳細は、Gadó, *op. cit.* (注7), pp. 29-30, 102-108. ならびに, Akar, *op. cit.* (注14), 483-492. old.

38) Csikós-Nagy, "Price mechanism ……" pp. 43-45.

様化である。これは、前述のように賃金規制の領域において典型的にみられるのであるが同様の傾向は他の規制諸用具の場合にもみられる。すなわち、68年改革当初から、工業、農業、商業の各部門においては、部門の特質を考慮し、各々異なる規制諸用具が適用されてきたのであるが、76年以後は、工業部門に限ってみてもその枠内で産業部門別に異なるルールが設けられる傾向にある（本稿ではふれなかったが、低収益部門に対する生産フォンド使用料・利潤税の減免、逆に、高収益部門に対する生産税強化など、一般的ルールに対する例外規定が増加している）。68年改革は「統一的パラメーターによる間接的規制」ということを原則としていたから、こうしたパラメーターの個別化傾向は近年の変化の特徴とみなしうるであろう。また、それは規制諸用具の細目化を通じる中央規制の強化として特徴づけることができよう。

さて、以上をまとめるならば、70年代後半の経済運営においても、68年改革の精神は生かされているが、改革当初と比べ中央規制の若干の強化がみられるということになる。³⁹⁾しかし、留意すべきは、70年代後半という期間はハンガリーにおいて国際環境変化に対する調整期として位置づけられていることである。すなわち、中央規制の強化は一時的なものとして自覚されているのである。そして、調整期の後、再び経済制御システム全体（計画化システム、規制システム、組織システム）を再編することが予定されており、その準備が現在進行中であるといわれる。⁴⁰⁾したがって、これまでにみてきた70年代後半の経済機構の特質を固定的なものとみなすことはできない。ハンガリー経済機構の今後の展開⁴¹⁾に注目したい。

(1978. 9. 19)

39) 佐藤経明氏も次のような評価を下しておられる。「1976年からの新5ヵ年計画実施と合わせて、ハンガリーは『経済的規制用具の体系』の大幅な手直しをおこなったが、その内容をみると、集権的要素の強化とならんで改革の基本線をぎりぎりまで維持しようとする努力がみられる」（『政治と経済のはざままで——東欧で考えたこと』、『経済評論』26巻10号、1977年10月、87ページ）。なお、拙稿最終校正の段階で、佐藤氏の最新稿（「ハンガリー新経済メカニズム（NEM）と規制用具の修

正——企業利潤・賃金規制を中心に——」、『経済研究』30巻2号、1979年4月）を入手したが、そこでも佐藤氏は同主旨の評価を下しておられる。

40) Gadó, *op. cit.* (注7), p. 7.

41) Ballasa によると、1977年3月および10月の党決議において、利潤モチーフの重視、中央介入の縮小など再び分権化の進展を示唆する方向がとられたと言われる。Ballasa, *op. cit.* (注4), p. 267.